

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市内に居住し、かつ、」を削り、「こと。」を「個人又は市内に事業所を有する法人であること。」に改め、同条第2号中「だいこん」の次に「たまねぎ」を加える。

第4条中「鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書」を「鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書」に改める。

第5条の見出し中「及び額の確定」を「通知」に改め、同条中「交付決定及び額の確定」を「交付決定」に、「鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定通知書」に改める。

第7条を第10条とする。

第6条中「（別記第4号様式）」を「（別記第9号様式）」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（事業内容等の変更）

第6条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業の内容、補助対象経費その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金計画変更承認申請書（別記第4号様式）にその内容が分かる書類を添えて市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知する。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに鹿屋市畑地高度利用促進事業実績報告書（別記第6号様式）に鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書（別記第7号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に

応じて現地確認検査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助要件	補助対象経費	補助金の額	
			対象作物	対象作物
畑地高度 利用促進 支援事業	<p>受益地における対象作物の輪作に取り組んだ面積に対して助成する。</p> <p>1ほ場につき同一対象作物1回限りの申請とする。</p>	対象作物の種苗の購入に要する経費	秋ばれいしよ	1,500円
			若掘りごぼう	5,500円
			キャベツ	5,500円
			秋かぼちゃ	5,500円
			だいこん	7,000円
			たまねぎ	14,000円
			ブロッコリー	14,500円
			にんじん	15,000円
面積拡大 支援事業	<p>上記事業に取り組んだ者において、対象作物を拡大した面積に対して助成する。</p> <p>受益地以外で対象作物を拡大した面積においても補助対象とする。</p>	面積拡大に要する対象作物の肥料及び農薬の購入経費	秋ばれいしよ	17,000円
			若掘りごぼう	28,000円
			キャベツ	28,000円
			秋かぼちゃ	23,000円
			だいこん	25,000円

			たまねぎ	24,000円
			ブロッコリー	21,000円
			にんじん	26,000円

備考 補助金の額は、上表に掲げる対象作物の区分に応じて10アール当たり単価を当該対象作物の作付合計面積（その面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積）に乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。また、鹿屋市畑地高度利用促進事業及び面積拡大支援事業に係る経費を合算した額が100万円を超える場合は、100万円を補助金の上限とする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付申請書

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

鹿屋市畑地高度利用促進事業実施計画書

1 事業内容

(1) 畑地高度利用促進支援事業

春夏作品目	秋冬作品目	面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 秋冬作品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
秋ばれいしょ	1,500円/10a	だいこん	7,000円/10a
若掘りごぼう	5,500円/10a	たまねぎ	14,000円/10a
キャベツ	5,500円/10a	ブロッコリー	14,500円/10a
秋かぼちゃ	5,500円/10a	にんじん	15,000円/10a

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

(2) 面積拡大支援事業

品目	前作作付 面積 (a)	今作作付 面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
秋ばれいしょ	17,000円/10a	だいこん	25,000円/10a
若掘りごぼう	28,000円/10a	たまねぎ	24,000円/10a
キャベツ	28,000円/10a	ブロッコリー	21,000円/10a
秋かぼちゃ	23,000円/10a	にんじん	26,000円/10a

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

2 添付書類

- (1) 受益地で耕作していることを証明する書類（農地基本台帳等）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金については、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定通知のあった
上記事業計画を下記のとおり変更したいので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金
交付要綱第6条の規定により承認くださるよう申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業実施計画書 別紙のとおり

注 別紙については、交付申請書に添付する事業実施計画書を用いて作成し、変更
に係る部分は二段書とし、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

別記第4号様式の次に次の5様式を加える。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金等の額を下記のとおり変更決定しました。

記

1 補助金の額

変 更 前	円
変 更 後	円

2 交付の条件

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

鹿屋市畑地高度利用促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市畑地高度利用促進事業を実施したので、鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書（別記第7号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第7条関係）

鹿屋市畑地高度利用促進事業実績書

1 事業内容

(1) 畑地高度利用促進支援事業

春夏作品目	秋冬作品目	面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 秋冬作品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
秋ばれいしょ	1,500円/10a	だいこん	7,000円/10a
若掘りごぼう	5,500円/10a	たまねぎ	14,000円/10a
キャベツ	5,500円/10a	ブロッコリー	14,500円/10a
秋かぼちゃ	5,500円/10a	にんじん	15,000円/10a

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

(2) 面積拡大支援事業

品目	前作作付 面積 (a)	今作作付 面積 (a)	単価 (円/10a)	補助金 (円)	備考
合 計					

注1 品目及び単価は、下の表のとおりとする。

秋冬作品目	単価	秋冬作品目	単価
秋ばれいしょ	17,000円/10a	だいこん	25,000円/10a
若掘りごぼう	28,000円/10a	たまねぎ	24,000円/10a
キャベツ	28,000円/10a	ブロッコリー	21,000円/10a
秋かぼちゃ	23,000円/10a	にんじん	26,000円/10a

2 面積に1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。

2 添付書類

- (1) 受益地で耕作したことを証明する書類（作業日誌等）
- (2) 面積を拡大したことを証明する書類（確定申告書、決算書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第9号様式（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金交付確定通知書に基づく鹿屋市畑地高度利用促進事業補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

住所

氏名

印

鹿屋市長 様

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・代理店・出張所
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。